

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第173号

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 総合センターの項中	「	1,200	を	「	1,230	に改める。
	3,000	3,080				
	700	720				
	3,000	3,080				
	1,200	1,230				
	」			」		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局地域自治推進室)